

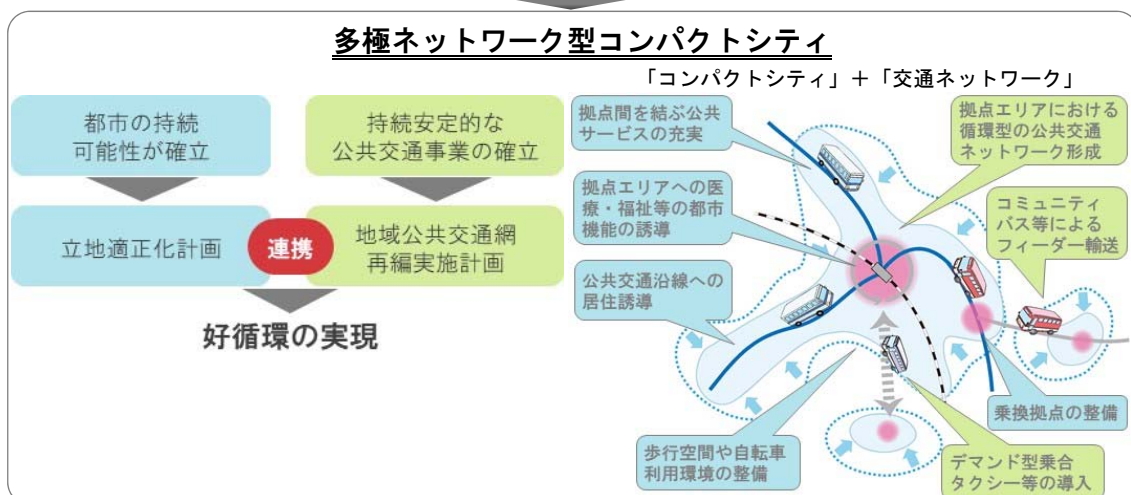
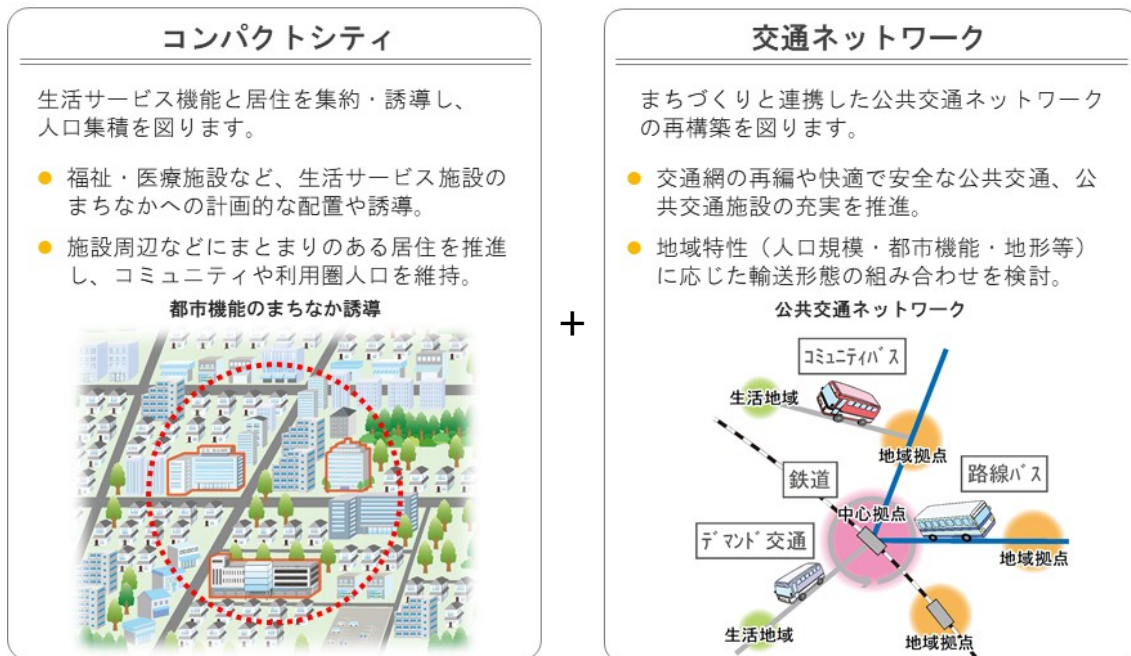
# 第1章 はじめに

## (1) 立地適正化計画策定の背景と目的

これからのまちづくりは、人口減少の進行や高齢化の進展、ひっ迫する財政状況などに対応していきながら、誰もが暮らしやすいまちを創り、持続していくことが大きな課題となっています。

課題を解決し、持続可能なまちとしていくためには、行政機能や商業機能、居住機能などを集約することでコンパクトなまち（拠点）を形成するとともに、公共交通を主体とした交通ネットワークで結ぶなど、都市全体の構造を見直していくことが求められています。

このため、2014年（平成26年）に都市再生特別措置法が改正され、行政と市民や民間事業者が一体となってまちづくりを推進していくため、立地適正化計画制度が創設されました。



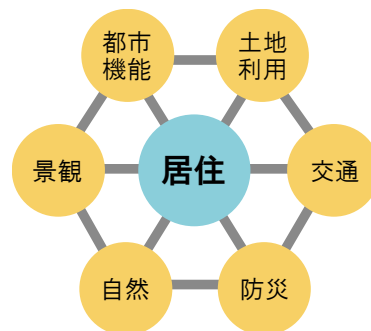
【立地適正化計画の策定による効果】

◆都市全体を見渡し、分野間の連携を図る仕組みづくりが可能

一部の機能だけでなく、居住や医療・福祉等の都市機能、防災、公共交通等さまざまな都市機能の連携について、都市全体を見渡した上で方向性や施策を検討します。

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域公共交通の再編との連携により、『コンパクトシティ・プラス・ネットワーク』のまちづくりを推進します。

分野間の連携により暮らしやすいまちづくりを実現



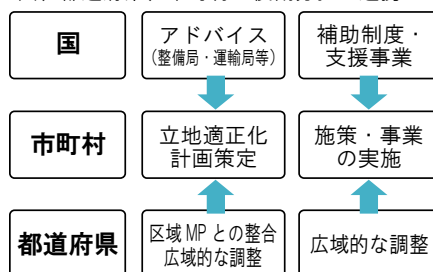
◆国、都道府県、市町村の役割分担・連携による広域調整が可能

計画実現に向けては、近隣市町村との協調、連携が重要です。

都道府県は、立地適正化計画を策定している市町村の意見に配慮し、広域的な調整を図ることが期待されます。

国（国土交通省）は、計画策定から事業推進に至るまでを総合的に支援することが期待されます。

国、都道府県、市町村の役割分担・連携



◆市街地空洞化防止のための選択肢が拡大

居住や民間施設の立地を緩やかにコントロールでき、市街地空洞化防止のための新たな選択肢として活用することが可能です。

◆民間機能誘導に向けた働きかけ、仕組みづくりが可能

民間施設の整備に対する支援や、立地を緩やかに誘導する仕組みを用意し、インフラ整備や土地利用規制など従来の制度と立地適正化計画との誘導による新しいまちづくりが可能です。

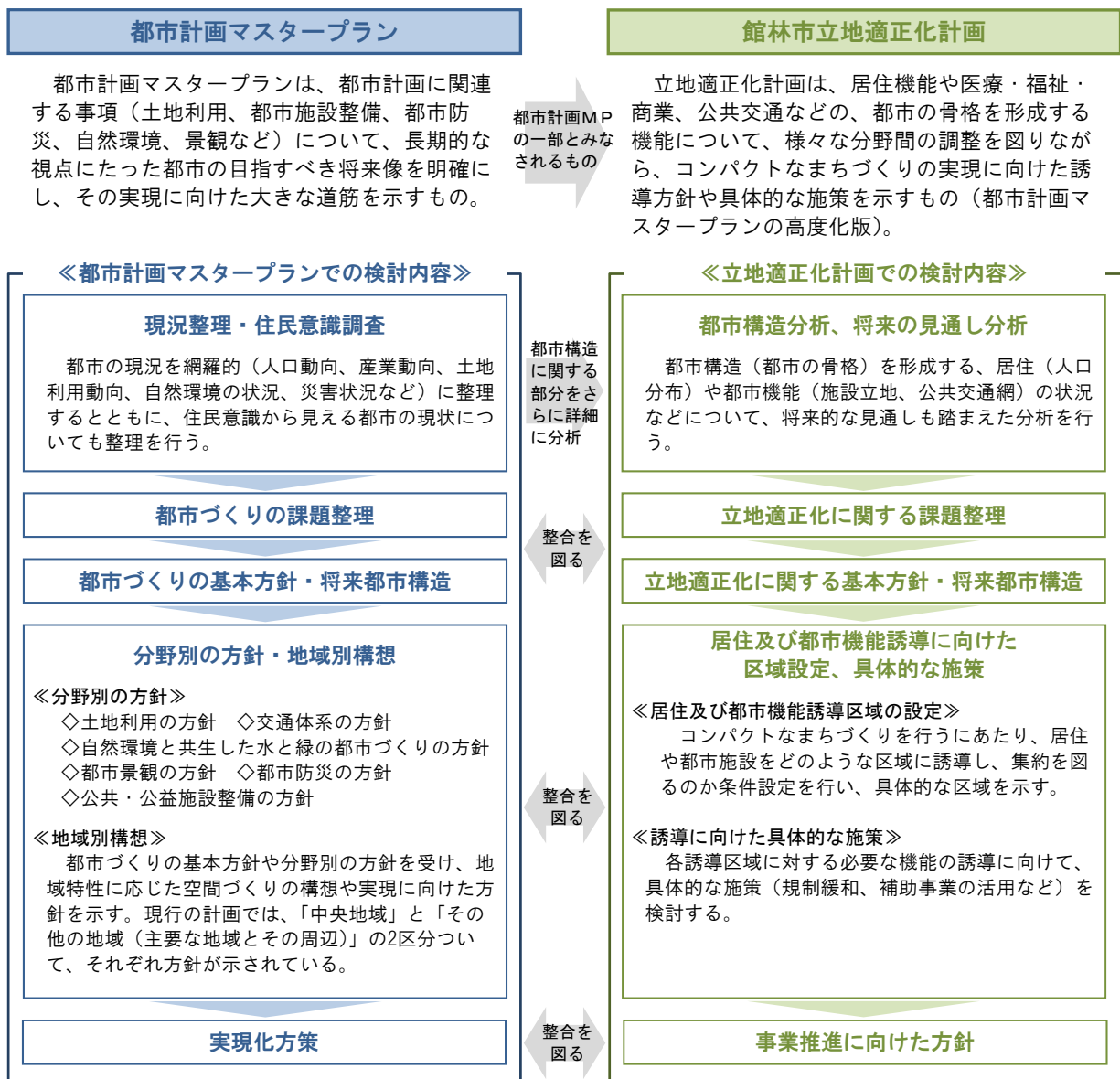
財政状況の悪化や施設の老朽化等を背景とした、公的不動産の見直しと連携し、将来のまちのあり方を見据えた公共施設の再配置や公的不動産を活用した民間機能の誘導を推進することが可能です。

## (2) 計画の位置づけ

本計画は、「東毛広域都市計画圏 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「区域MP」といいます。）」、「人口減少下における土地利用ガイドライン（市街化調整区域編）」など、群馬県の上位計画を踏まえるとともに、「館林市総合計画」に即して定めます。

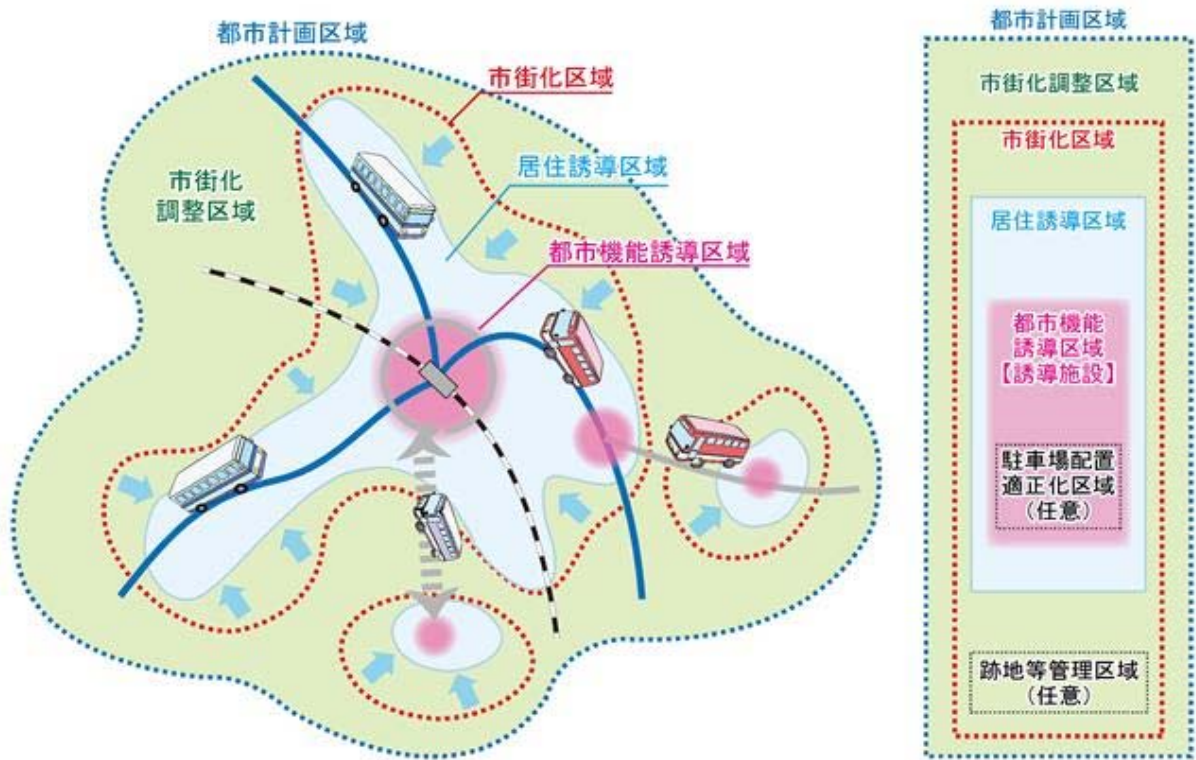
また、「館林都市圏広域立地適正化に関する基本方針」（以下「広域立地適正化方針」といいます。）との整合性を図るものとします。

### 【立地適正化計画と都市計画マスタープランとの関係】



### (3) 計画で定める内容

本計画では、今後の人口減少や高齢化が進展する社会において、コンパクトなまちづくりを実現するため、生活に関わるサービス機能や居住の集積・誘導を図る「都市機能誘導区域」「居住誘導区域」を設定するとともに、各区域への誘導に向けた具体的な施策を定めます。



- ◇居住誘導区域 : 生活サービス機能が集積する地域の周辺や公共交通沿線などに居住を誘導し、人口密度を維持する区域
- ◇都市機能誘導区域 : 行政施設、教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設など生活サービス機能を提供する施設の集積を誘導する区域

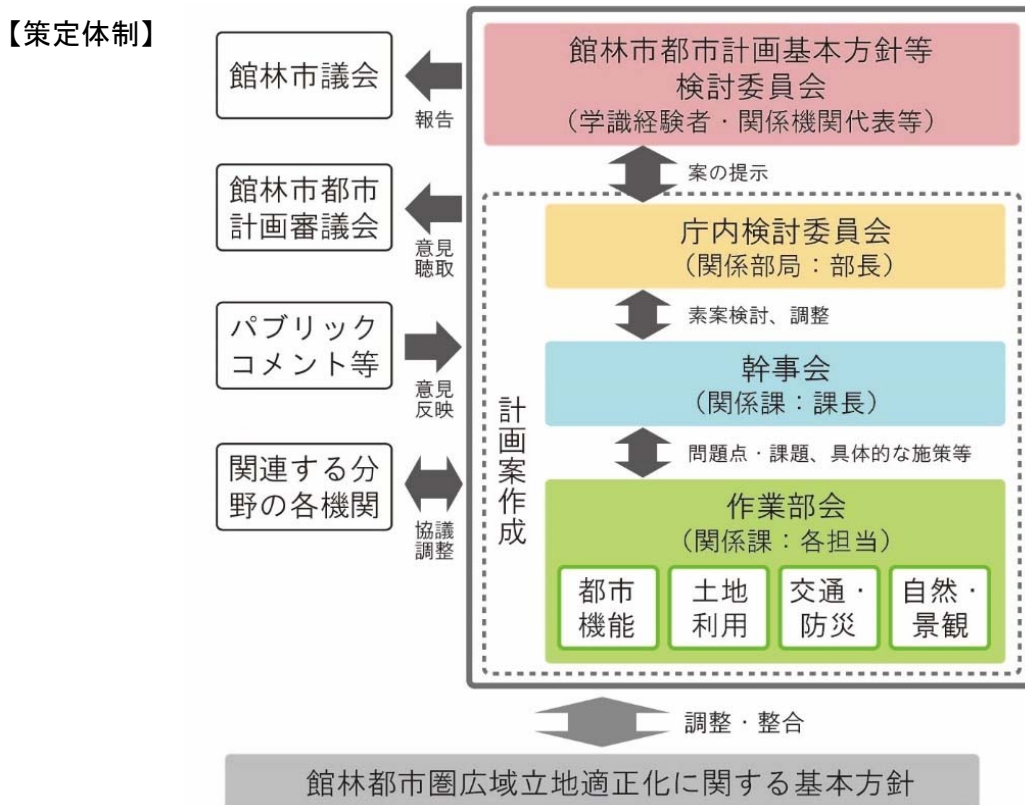
### (4) 計画期間

本計画は目標年を「2029年」とし、おおむね5年ごとに社会情勢の変化などを踏まえつつ見直しを行います。

## (5) 策定体制

策定に当たり、「館林市都市計画基本方針等検討委員会」を附属機関として設置するとともに、庁内検討委員会、幹事会、作業部会と連携し、計画案についての検討・審議及び関連する分野の各機関との協議・調整を実施しました。

また、館林都市圏（館林市、板倉町、明和町、千代田町及び邑楽町）としての連携や機能分担を図るため策定された「広域立地適正化方針」との整合を図りながら検討を進めました。



### 【館林市都市計画基本方針等検討委員会】

◇学識経験者や関係団体、有識者、住民代表により構成。都市づくりの方針や都市機能誘導に関わる事項など計画案全般について、専門的な立場から検討を行う。

### 【庁内検討委員会】

◇庁内の部長で構成。幹事会から提示される素案をベースに都市計画基本方針等検討委員会や都市計画審議会などの意見を踏まえて、計画案のとりまとめを行う。

### 【幹事会】

◇庁内関係各課の課長で構成。作業部会での検討内容について、更に具体的に検討を行う。

### 【作業部会】

◇都市機能、土地利用、交通・防災、自然・景観の分野ごとに問題点・課題の抽出、めざすべき目標の設定、具体的な施策などの検討を行う。